

都道府県議会議員共済会定款

(昭和三十七年十二月一日施行)
変更 昭和三十九年一月三十一日
最終変更 平成二十年九月 一日

第一章 総則

(設立の根拠及び名称)

第一条 本会は、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号以下「法」という。)に基づいて組織し、都道府県議会議員共済会(以下「共済会」という。)という。

(目的及び事業)

第二条 共済会は、都道府県の議会の議員(以下「議員」という。)の退職、公務傷病又は死亡に関して退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下「共済給付金」という。)を給することを目的とし、そのための事業を行う。

(事務所の所在地)

第三条 共済会の事務所は、東京都千代田区平河町二丁目六番三号に置く。

第二章 代議員会

(代議員)

第四条 代議員会は、四十七人の代議員をもつて組織する。

2 代議員は、都道府県の議会の議長の職にある者をもつて充てる。

3 都道府県の議会の議長が当該議長の職を離れたときは、代議員の職を失う。

(代議員会の議決事項)

第五条 法第一百五十五条第二項第四号に規定する定款で定める重要な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 重要な動産の取得又は処分に関する事項
- 二 繰越不足金の補てんに関する事項
- 三 翌事業年度にわたる債務の負担行為

2 会長は、代議員会が成立しないとき、又は会長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 会長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(議長)

第六条 代議員会に議長を置き、会長の職にある者をもって充てる。

2 議長は、代議員会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副会長又は法第百五十六条第四項の規定により会長の職務を代理し若しくは代行する理事がその職務を代理する。

(招集及び会期)

第七条 代議員会は、その必要があるときに、会長が招集する。

2 代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して代議員会の招集を請求したときは、会長は、前項の規定にかかわらず、代議員会を招集しなければならない。

3 会長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、代議員に対して開会の日から少なくとも十日前に招集状を発しなければならない。

4 前項の招集状には、会議に付議すべき事件、開会の日時及び場所を記載しなければならない。

5 代議員会の会期は、議長が定める。

(定足数)

第八条 代議員会は、代議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた代議員がなお定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた代議員が定数の半数に達しても出席代議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した代議員が定足数に達しても、その後、定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(表決)

第九条 代議員会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議決に加わることができない。

2 定款の変更の議事は、出席代議員の三分の二以上の多数で決する。

(代理)

第十条 代議員は、病気その他やむを得ない事由により代議員会の会議に出席することができないときは、当該都道府県の議会の他の会員を代理人として、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び第十二条の規定の適用については、当該代議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

2 前項に規定する代理人である会員は、その旨を証する書面を代議員会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十一条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第十二条 議長は、会議録を調整し、次の事項を記載しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
 - 二 代議員の定数
 - 三 出席代議員の氏名並びに出席代議員のうち議決権又は選挙権を委任した代議員の氏名及び委任を受けた者の氏名
 - 四 議事の要領
 - 五 議決した事項及び賛否の数
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない。
 - 3 会長は、会議録を共済会の事務所に備えつけて置かなければならない。
 - 4 会員は、会長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。

(代議員会の傍聴)

第十三条 会員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

第三章 役員及び職員

(理事及び監事の定数)

第十四条 理事及び監事の定数は、それぞれ九人及び二人とする。

(役員を選任)

第十五条 会長は、全国都道府県議会議長会の会長の職にある者をもつて充てる。

2 副会長は、理事が互選する。

3 理事(次項に規定する理事を除く。)は、全国都道府県議会議長会の副会長の職にある者をもつて充てるほか、会長が代議員のうちから指名する。

4 理事のうち一人は、全国都道府県議会議長会の事務総長の職にある者をもつて充てる。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

(役員任期)

第十六条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長が全国都道府県議会議長会の会長の職を離れたとき又は前条第三項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の副会長の職を離れたとき又は前条第四項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の事務総長の職を離れたときは、会長又は理事の職を失う。

3 代議員である副会長、理事又は監事が代議員の職を失つたときは、副会長、理事又は監事の職を失う。

4 監事は、その任期が満了しても、後任の監事が選任されるまでの間は、その職務を行なう。

(役員報酬)

第十七条 役員(次項に規定する監事を除く。)には、報酬を支給しない。

- 2 学識経験を有する者のうちから選任された監事には、報酬を支給する。
- 3 前項の報酬の額及び支給方法は、会長が定める。

(事務局及び職員)

第十八条 共済会に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局長その他の職員に関し、必要な事項は、会長が定める。

第四章 会員

(会員の資格の得喪)

第十九条 議員となつた者は、議員に就職した日から会員の資格を取得する。

- 2 会員は、死亡したとき、または退職(第二十四条に規定する退職をいう。)したときはその翌日から会員の資格を失う。

第五章 給付

(給付の決定)

第二十条 共済給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、会長が決定する。

(給付額の算定方法)

第二十一条 年金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき平均標準報酬年額は、退職の日の属する月以前の議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額の内額を十二で除して得た額とする。

- 2 在職期間十二年未満の者で公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額の内額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を前項の平均標準報酬年額とみなす。
- 3 第一項に規定する標準報酬月額は六十二万円とする。
- 4 給付額に円未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金である共済給付金の支給期間及び支給期月)

第二十二条 年金である共済給付金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

- 2 年金である共済給付金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。
- 3 年金である共済給付金は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(年金である共済給付金を受ける権利の消滅等)

第二十三条 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利は消滅する。

2 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)したとき、又は三親等内の親族以外の者の養子となつたとき

三 死亡した会員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき

四 子又は孫(重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者を除く。)について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき

五 重度障害の状態で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき

(退職の定義)

第二十四条 この章において「退職」とは、議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき

二 議員の任期が満了したとき

三 都道府県の議会の解散により議員の任期が終了したとき

四 都道府県の議会の議決により除名されたとき

五 当選無効の判決が確定したとき又はその者に係る選挙無効の判決が確定したとき

六 前各号に掲げる場合のほか、議員としての職を失つたとき

(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、会員又は会員であつた者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であつた者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は会員若しくは会員であつた者の死亡の当時から引き続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限るものとし、会員又は会員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(共済給付金を受けるべき遺族の順位)

第二十六条 会員又は会員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 先順位となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が、その他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第二十七条 前条の規定により共済給付金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して行う。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第二十八条 遺族年金及び遺族一時金以外の共済給付金を受ける権利を有する会員又は会員であつた者が死亡した場合において、その者が受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

- 2 遺族年金又は遺族一時金を受ける権利を有する会員であつた者の遺族が死亡した場合において当該遺族が受けることができた遺族年金又は遺族一時金で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該会員であつた者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

第二十九条 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者がまだ給付の請求をしなかつたときは、支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもつて、死亡者の給付の請求をすることができる。

- 2 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が生存中に決定を得た給付については、死亡者の遺族又は相続人は、自己の名をもつてその給付の支給を受けることができる。

(在職期間)

第三十条 議員の在職期間は、その就職した日の属する月(一時金である共済給付金の基礎となる議員の在職期間については、月の初日に就職した場合を除き、その就職した日の属する月の翌月)から起算し、退職又は死亡した日の属する月をもつて終る。

- 2 法第百五十九条の規定により議員の在職期間を合算する場合において、退職した日の属する月に再び議員となつたときは、前項の規定にかかわらず、その再び議員となつた月は、議員の在職期間に算入しない。

(退職年金の改定)

第三十一条 退職年金を受ける者が議員として再就職して退職したときは、前後の在職期間を合算してその年金を改定する。ただし、その改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

- 2 退職年金を受ける者が公務傷病年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者が現に受

ける退職年金を公務傷病年金に改定する。

(公務傷病年金の改定)

第三十二条 公務傷病年金を受ける者が次の各号の一に該当するときは、前後の在職期間を合算しまたは前後の重度障害を併合した重度障害の程度により、その年金を改定する。

- 一 議員として再就職して退職したとき
- 二 退職後三年以内に公務に基づく傷病による重度障害の程度が増進したとき
- 三 重度障害の程度が減退したとき

2 前項第一号の規定により改定を行う場合において、改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

3 在職期間十二年以上の者で法第六十二条第五項又は第六項の規定により公務傷病年金を給される者が、これらの規定によりその公務傷病年金を給されなくなつたときは、その公務傷病年金をその者の在職期間に応ずる退職年金に改定する。

(共済給付金受給者の書類の提出等)

第三十三条 共済会は、共済給付金の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動及び重度障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、共済給付金の支払を差し止めることができる。

第六章 掛金及び特別掛金並びに負担金

(掛金)

第三十四条 議員は、議員に就職した日の属する月から死亡又は退職した日の属する月まで毎月につき法第六十六条第二項の規定による掛金を共済会に納めなければならない。ただし、退職した日の属する月にさらに就職したときは、当該就職によるその月の掛金は納めることを要しない。

2 前項の掛金は、毎月初日現在の議員の議員報酬月額に基づき、第二十一条第三項に規定する標準報酬月額に百分の十三を乗じて得た額とする。

(特別掛金)

第三十四条の二 議員(議員であつた者を含む。)は、地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の支給を受ける際、法第六十六条第三項の規定による特別掛金を共済会に納めなければならない。

2 前項の特別掛金は、期末手当の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の二を乗じて得た額とする。

第三十五条 都道府県の議会の議員の議員報酬の支給機関において議員報酬を支給する際、その議員報酬額から掛金に相当する金額を控除することができないときは、当該議員は、その納付すべき掛

金をその月の末日までに共済会に払い込まなければならない。

- 2 前項の規定により掛金を納付すべき議員が、その掛金を滞納した場合は、会長は、期間を指定して督促しなければならない。この場合においては、共済会は、規則で定めるところにより、掛金の額百円につき滞納期間一日につき四銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(負担金)

第三十五条の二 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により都道府県が負担すべき負担金を、毎月、共済会に払い込まなければならない。

第七章 審査会

(審査会)

第三十六条 共済給付金の決定、掛金又は特別掛金に関する異議を審査し、及び法第六十二条第六項の規定により重度障害の程度を再審査するため、共済会に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員六人をもつて組織する。
- 3 委員は、会員を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員を代表する委員には、報酬を支給しない。
- 6 公益を代表する委員に対する報酬については、第十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三十七条 審査会に委員長を置く。委員長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

- 2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

第三十八条 審査会は、委員長が招集し、その議事は、委員長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 審査会は、会員を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも二人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第三十九条 共済給付金の決定、掛金若しくは特別掛金に関し異議のある者又は法第六十二条第六項の規定により再審査を請求する者は、共済給付金の決定、掛金の払込み若しくは特別掛金の払込みのあつた日から起算して六十日以内又は法第六十二条第五項の規定による公務傷病年金の期間満了の三箇月前までに規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による請求があつたときは、委員長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。
- 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、又はその出頭を命ずることができる。

- 4 関係人は、審査会の会議に出席して意見を述べるができる。
- 5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で共済会及び審査を請求した者に対しこれを通知しなければならない。

(審査会に関する事項の規則への委任)

第四十条 前条第三項の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 会計

(事業計画書及び決算)

第四十一条 会長は、毎事業年度事業計画書を作成し、年度開始前に、代議員会の議決を経なければならない。

- 2 会長は、毎事業年度、決算に監事の意見をつけて、事業年度終了後二箇月以内に代議員会に提出し、その認定を受けなければならない。

第九章 財務

(資金の運用)

第四十二条 業務上の余裕金の運用につき地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第十四条第三項の規定により総務大臣の承認を受けようとするときは、あらかじめ代議員会の議決を経なければならない。

(債権の放棄等の制限)

第四十三条 共済会は、債権を行使するため、必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに共済会に有利であるとき、及びやむを得ない理由があるときは、債権の全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができる。

第十章 監査

(監査)

第四十四条 監事は、毎事業年度一回以上期日を定めて、及び必要と認めた場合は臨時に共済会の業務を監査しなければならない。

- 2 監事は、共済給付金の決定その他の処分並びに共済会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について、共済会の業務が法令及び定款の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査報告書)

第四十五条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを会長及び代議員会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

第十一章 雑則

(規則への委任)

第四十六条 この定款に規定するもののほか、給付の請求、決定、支給及び受給権存否の調査並びにこの定款の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、会長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

2 法附則第十条第三項の規定により共済会の役員となつた者の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず昭和三十八年六月三十日までとする。

附 則

(昭和四十年六月八日)

この定款の変更は、昭和四十年六月八日から施行し、昭和四十年六月一日から適用する。

附 則

(昭和四十四年七月二十八日)

この定款の変更は自治大臣の認可があつた日から施行し、昭和四十四年七月一日から適用する。

附 則

(昭和四十七年三月二十九日)

この定款の変更は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の変更は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則

(昭和四十八年三月十七日)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十八年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和四十九年七月八日)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十九年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和四十九年八月三十日)

(施行期日)

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

(掛金の経過措置)

2 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和四十九年九月分以後の掛金について適用し、同年八月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(掛金の額の暫定措置)

3 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和五十年三月三十一日まで適用するものとする。

附 則

(昭和五十年二月二十六日)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和五十年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十一年二月二十七日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十一年六月九日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の標準報酬月額について適用し、同年六月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十二年六月七日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十二年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十三年五月三十一日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十三年十一月二十八日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、同年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の掛金について適用し、同年十一月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十五年十二月九日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十六年一月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十六年一月分以後の標準報酬月額について適用し、昭和五十五年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十六年六月一日)

この定款の変更は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則

(昭和五十七年十一月十三日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十八年一月分以後の標準報酬月額について適用し、昭和五十七年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和六十一年三月二十二日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和六十二年二月二十日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和六十二年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(平成元年十二月二十八日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成二年一月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成二年一月分以後の標準報酬月額について適用し、平成元年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年十一月十八日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成六年十二月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成六年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成六年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(平成七年三月二日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成七年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(平成七年六月十五日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成七年六月十五日から施行する。
- 2 議員(議員であつた者を含む。以下同じ。)の報酬の支給機関は、この定款の変更前に支給された期末手当から控除して払い込まれなかつた特別掛金の金額があるときは、平成七年七月に報酬を支給する際、当該議員の報酬から当該金額に相当する金額を控除し、当該控除した金額を当該議員に代わって共済会に払い込むものとする。
- 3 議員は、平成七年七月に報酬の全部又は一部の支給を受けないことにより、前項の規定による特別掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれなときは、その払い込まれるべき特別掛金に相当する金額を平成七年八月末日までに共済会に払い込まなければならない。

附 則

(平成八年一月三十一日)

この定款の変更は、平成八年二月一日から施行する。

附 則

(平成十一年二月十九日)

この定款の変更は、平成十一年三月八日から施行する。

附 則

(平成十二年十月三十日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成十二年十二月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成十二年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成十二年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(平成十三年一月二十三日)

この定款の変更は、平成十三年一月二十三日から施行し、同年一月六日から適用する。

附 則

(平成十五年二月二十一日)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成十五年四月一日から施行する。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第一項の規定は、平成十五年四月一日以後に給付事由が生じた年金である共済給付金について適用し、平成十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金である共済給付金については、なお従前の例による。

ただし、平成十四年四月以後の議員であつた期間が十二年に満たない場合における平均標準報酬年額は、当該在職期間（平成十四年四月以後の期間に限る。以下同じ。）における掛金の標準となつた標準報酬月額の内額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。

(掛金に関する経過措置)

3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成十五年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(特別掛金に関する経過措置)

4 変更後の定款第三十四条の二第二項の規定は、平成十五年四月以後の特別掛金について適用し、同年三月以前の特別掛金については、なお従前の例による。

附 則

(平成十九年二月八日)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成十九年四月一日から施行する。

(退職年金の改定に関する経過措置)

2 定款第三十一条第一項の改定前の金額は、平成十九年三月三十一日以前に議員として再就職した者については、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第四条及び第五条の例による。

(掛金に関する経過措置)

3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成十九年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(平成二十年九月一日)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成二十年九月一日から施行する。

○ 市議会議員共済会定款

認可 昭和三十七年十一月三十日・自治許第三百九十九号

施行 昭和三十七年十二月一日

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	代議員会（第四条―第十三条）
第三章	役員及び職員（第十四条―第十八条）
第四章	会員（第十九条）
第五章	給付（第二十条―第三十三条）
第六章	掛金及び特別掛金並びに負担金（第三十四条―第三十五条の二）
第七章	審査会（第三十六条―第四十条）
第八章	財務（第四十一条―第四十三条）
第九章	監査（第四十四条―第四十五条）
第十章	雑則（第四十六条）

附則

第一章 総則

（設立の根拠及び名称）

第一条 本会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下「法」という。）に基づいて組織し、市議会議員共済会（以下「共済会」という。）という。

（目的及び事業）

第二条 共済会は、市（特別区を含む。以下同じ。）の議会議員（以下「議員」という。）の退職、公務傷病又は死亡に関して退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下「共済給付金」という。）を給することを目的とし、そのため
の事業を行なう。

（事務所の所在地）

第三条 共済会の事務所は、東京都千代田区平河町二丁目四番二号に置く。

第二章 代議員会

（代議員）

第四条 代議員会は、都道府県の区域の市の数を基礎として定めた別表による数に相当する数の代議員をもって組織する。

2 代議員は、市の議会の議長の職にある者において別表に定めた区分に従い選挙するものとする。

3 市の議会の議長である代議員が当該議長の職を離れたときは代議員の職を失う。

（代議員会の議決事項）

第五条 法第五十五条第二項第二号に規定する定款で定める重要な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 重要な動産の取得又は処分に関する事項
- 二 繰越不足金の補てんに関する事項
- 三 翌事業年度にわたる債務の負担行為

2 会長は、代議員会が成立しないとき、又は会長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 会長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(議長)

第六条 代議員会に議長を置き、会長の職にある者をもつて充てる。

2 議長は、代議員会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副会長又は法第五十六条第四項の規定により会長の職務を代理し、若しくは代行する理事がその職を代理する。

(招集及び会期)

第七条 代議員会は、その必要があるときに、会長が招集する。

2 代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して代議員会の招集を請求したときは、会長は、前項の規定にかかわらず代議員会を招集しなければならない。

3 会長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、代議員に對して開会の日から少なくとも十日前に招集状を発しなければならない。

4 前項の招集状には、会議に付議すべき事件、開会の日時及び場所を記載しなければならない。

5 代議員会の会期は、議長が定める。
(定足数)

第八条 代議員会は、代議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた代議員がなお定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた代議員が定数の半数に達しても出席代議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した代議員が定足数に達しても、その後定足数に達しなくなったときは、この限りでない。

(表決)

第九条 代議員会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議決に加わることができない。

2 定款の変更の議事は、出席代議員の三分の二以上の多数で決する。
(代理)

第十条 代議員は、病気その他やむを得ない事由により代議員会の会議に出席することができないときは、当該市の議会の議員である他の会員を代理人として、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合において、代理人が招集に応じ又は会議に出席したときは前二条及び第十二条の適用については、当該代議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

2 前項に規定する代理人である会員は、その旨を証する書面を代議員会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十一条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第十二条 議長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 代議員の定数

三 出席代議員の氏名並びに出席代議員のうち議決権又は選挙権を委任した代議員の氏名及び委任を受けた者の氏名

四 議事の要領

五 議決した事項及び賛否の数

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録を共済会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 会員は、会長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。

(代議員会の傍聴)

第十三条 会員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

第三章 役員及び職員

(理事及び監事の定数)

第十四条 理事及び監事の定数は、それぞれ十人及び二人とする。

(役員の選任)

第十五条 会長は、全国市議会議長会の会長の職にある者をもって充てる。

2 副会長及び理事(次項に規定する理事を除く。)は、市の議会の議長から、代議員会において選任する。

3 理事のうち一人は、全国市議会議長会の事務総長の職にある者をもって充てる。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

(役員任期)

第十六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長が全国市議会議長会の会長の職を離れたとき又は前条第三項に規定する理事が全国市議会議長会の事務総長の職を離れたときは会長又は理事の職を失う。

3 副会長、理事又は監事(代議員のうちから選任されたもの)が市の議会の議長の職を離れたときは、副会長、理事又は監事の職を失う。

4 監事は、その任期が満了しても、後任の監事が選任されるまでの間、その職を行なう。

(役員報酬)

第十七条 役員(次項に規定する監事を除く。)には、報酬を支給しない。

2 学識経験を有する者のうちから選任された監事には報酬を支給する。

3 前項の報酬の額及び支給方法は、会長が定める。

(事務局及び職員)

第十八条 共済会に事務局を置き事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員に関し必要な事項は会長が定める。

第四章 会員

(会員の資格の得喪)

第十九条 議員となつた者は、議員に就職した日から会員の資格を取得する。

2 会員は、死亡したとき又は退職(第二十四条に規定する退職をいう。)したときは、その翌日から会員の資格を失う。

第五章 給付

(給付の決定)

第二十条 共済給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、会長が決定する。

(給付額の算定方法)

第二十一条 年金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき平均標準報酬年額は、退職の日の属する月以前の議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を十二で除して得た額とする。

2 在職期間十二年未満の者で公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を、当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を、前項の平均標準報酬年額とみなす。

3 第一項に規定する標準報酬月額、議員の議員報酬月額(年額をもつて定められている場合には、その額を十二で除した額に相当する金額)に基づき、次の区分によつて定める。

4 給付額に円未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金である共済給付金の支給期間及び支給期月)

第二十二條 年金である共済給付金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である共済給付金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

3 年金である共済給付金は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(年金である共済給付金を受ける権利の消滅等)

第二十三條 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利は消滅する。

2 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)したとき、又は三親等内の親族以外の者の養子となつたとき

三 死亡した会員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき

四 子又は孫(重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者を除く。)について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき

五 重度障害の状態で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき

(退職の定義)

第二十四條 この章において「退職」とは、議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき

二 議員の任期が満了したとき

三 市の議会の解散により議員の任期が終了したとき

四 市の議会の議決により除名されたとき

五 当選無効の判決が確定したとき又はその者に係る選挙無効の判決が確定したとき

六 前各号に掲げる場合のほか、議員としての職を失つたとき

(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五條 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、会員又は会員であつた者の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であつた者の死亡の当時主としてその収

入によつて生計を維持していた者とする。

- 2 前項の規定の適用については、子又は孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて、まだ配偶者がいない者又は会員若しくは会員であつた者の死亡の当時から引続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限るものとし、会員又は会員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時、主として、その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(共済給付金を受けるべき遺族の順位)

- 第二十六条 会員又は会員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることのできる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

- 第二十七条 前条の規定により共済給付金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して行なう。

(支払未済の給付の受給者の特例)

- 第二十八条 遺族年金及び遺族一時金以外の共済給付金を受ける権利を有する会員又は会員であつた者が死亡した場合においてその者が受けるべき給付でその支払を受けなかつた者があるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

- 2 遺族年金又は遺族一時金を受取る権利を有する会員であつた者の遺族が死亡した場合において、当該遺族が受けることができた遺族年金又は遺族一時金で当該遺族が支払を受けなかつた者があるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該会員であつた者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

- 第二十九条 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者がまだ給付の請求をしなかつたときは、支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもつて、死亡者の給付の請求をすることができる。

- 2 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が生存中に決定を得た給付については、死亡者の遺族又は相続人は、自己の名をもつてその給付の支給を受けることができる。

(在職期間)

第三十条 議員の在職期間は、その就職した日の属する月（一時金である共済給付金の基礎となる議員の在職期間については、月の初日に就職した場合を除き、その就職した日の属する月の翌月）から起算し、退職又は死亡した日の属する月をもつて終わる。

2 法第五十九条の規定により議員の在職期間を合算する場合において、退職した日の属する月に再び議員となつたときは、前項の規定にかかわらず、その再び議員となつた月は、議員の在職期間に算入しない。

（退職年金の改定）

第三十一条 退職年金を受ける者が、議員として再就職して退職したときは、前後の在職期間を合算してその年金を改定する。ただし、その改定額が、改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

2 退職年金を受ける者が、公務傷病年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者が現に受ける退職年金を公務傷病年金に改定する。

（公務傷病年金の改定等）

第三十二条 公務傷病年金を受ける者が、次の各号の一に該当するときは、前後の在職期間を合算し又は前後の重度障害を併合した重度障害の程度により、その年金を改定する。

- 一 議員として再就職して退職したとき
 - 二 退職後三年以内に公務に基づく傷病による重度障害の程度が増進したとき
 - 三 重度障害の程度が減退したとき
- 2 前項第一号の規定により改定を行なう場合において改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

3 在職期間十二年以上の者で法第六十二条第五項又は第六項の規定により公務傷病年金を給される者が、これらの規定により、その公務傷病年金を支給されなくなつたときは、その公務傷病年金をその者の在職期間に応ずる退職年金に改定する。

（共済給付金受給者の書類の提出等）

第三十三条 共済会は、共済給付金の支給に必要なる範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動及び重度障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、共済給付金の支払を差し止めることができる。

第六章 掛金及び特別掛金並びに負担金

（掛金）

第三十四条 議員は、議員に就職した日の属する月から死亡又は退職した日の属する月まで各月につき法第六十六条第二項の規定による掛金を共済会に納めなければならない。ただし、退職した日の属する月にさらに就職したときは、当該就職によるそ

の月の掛金は納めることを要しない。

- 2 前項の掛金は、毎月初日現在の議員の議員報酬月額に基づき、第二十一条第三項に規定する標準報酬月額に百分の十六を乗じて得た額とする。

(特別掛金)

- 第三十四条の二 議員（議員であつた者を含む。）は、地方自治法第二〇三条第三項に規定する期末手当の支給を受ける際、法第一六六条第三項の規定による特別掛金を共済会に納めなければならない。

- 2 前項の特別掛金は、期末手当の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の七・五を乗じて得た額とする。

第三十五条 市の議会議員の議員報酬の支給機関において議員報酬を支給する際、その議員報酬額から掛金に相当する金額を控除することができないときは、当該議員は、その納付すべき掛金をその月の末日までに共済会に払い込まなければならない。

- 2 前項の規定により掛金を納付すべき議員が、その掛金を滞納した場合は、会長は期限を指定して督促しなければならない。この場合においては、共済会は、規則で定めるところにより掛金の額百円につき滞納期間一日につき四銭の割合で算定した延滞金（円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた金額）を徴収することができる。

(負担金)

第三十五条の二 市は、法第六十七條第一項の規定により市が負担すべき負担金を、毎月、共済会に払い込まなければならない。

第七章 審査会

(審査会)

第三十六条 共済給付金の決定、掛金又は特別掛金に関する異議を審査し、及び法第六十二条第六項の規定により重度障害の程度を再審査するため、共済会に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員六人をもつて組織する。
- 3 委員は、会員を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員を代表する委員には、報酬を支給しないものとする。
- 6 公益を代表する委員に対する報酬については、第十七条第二項の規定を準用する。
- 7 前項に規定する委員にはその職務を行なうために要する旅費を支給することができる。

第三十七条 審査会に委員長を置く。委員長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

- 2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理

する。

第三十八条 審査会は、委員長が招集し、その議事は、委員長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 審査会は、会員を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少なくとも二人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第三十九条 共済給付金の決定、掛金若しくは特別掛金に関し異議のある者又は法第六十二条第六項の規定により再審査を請求する者は、共済給付金の決定、掛金の払込み若しくは特別掛金の払込みのあつた日から起算して六十日以内又は法第六十二条第五項の規定による公務傷病年金の期間満了の三箇月前までに、規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、委員長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならぬ。

3 審査会は、審査のため必要があるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは、意見を求め、又はその出頭を命ずることができる。

4 関係人は、委員長の許可を得て審査会の会議に出席して意見を述べることができる。
5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行ない、決定の日から起算して七日以内に、文書で共済会及び審査を請求した者に対してこれを通知しなければならない。

(審査会に関する事項の規則への委任)

第四十条 前条第三項の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 財務

(事業計画及び決算)

第四十一条 会長は、毎事業年度、事業計画書を作成し、年度開始前に、代議員会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎事業年度、決算に監事の意見をつけて、事業年度終了後二箇月以内に代議員会に提出し、その認定を受けなければならない。

(資金の運用)

第四十二条 業務上の余裕金の運用について地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第十四条第三項の規定により総務大臣の承認を受けようとするときは、あらかじめ代議員会の議決を経なければならない。

(債権の放棄等の制限)

第四十三条 共済会は、債権を行使するため、必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに共済会に有利であるとき、及びやむを得ない理由があるときは、債権の全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することがで

きる。

第九章 監査

(監査)

第四十四条 監事は、毎事業年度一回以上期日を定めて、及び必要と認められた場合は、臨時に共済会の業務を監査しなければならない。

2 監査は、共済給付金の決定その他の処分並びに共済会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について共済会の業務が法令及び定款の規定に基づいて適正に行なわれているかどうかを検査するものとする。

(監査報告書)

第四十五条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを会長及び代議員会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

第十章 雑則

(規則への委任)

第四十六条 この定款に規定するもののほか、給付の請求、決定、支給及び受給権の存否の調査並びにこの定款の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、会長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

2 法附則第十条第三項の規定により共済会の役員となつた者の任期は、第十六条第一項にかかわらず昭和三十八年六月三十日までとする。

附 則 (昭和四〇年七月一〇日自治許第四一三号)

この定款の変更は、自治大臣の認可のあつた日から施行し、昭和四十年六月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年一〇月一日自治許第三七五号)

この定款の変更は、自治大臣の認可のあつた日から施行し、昭和四十一年十月一日から適用する。

附 則 (昭和四四年七月二八日自治許第四三一号)

この定款の変更は、自治大臣の認可のあつた日の属する月の翌月の初日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月二九日自治許第二二八号)

この定款の変更は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四八年三月一七日自治許第一一〇号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十八年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則 (昭和四八年六月一日自治許第四八五号)

この定款の変更は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附則 (昭和四九年七月九日自治許第五五七号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和四十九年四月一日から適用する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十九年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則 (昭和四九年八月三〇日自治許第五七三号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和四十九年九月一日より適用する。

(掛金の経過措置)

2 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和四十九年九月分以後の掛金について適用し、同年八月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(掛金の額の暫定措置)

3 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和五十年三月三十一日まで適用するものとする。

附則 (昭和五〇年二月二六日自治許第五〇号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和五十年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年二月二七日自治許第五四号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和五十一年四月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十一年六月九日自治許第五五三号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の標準報酬月額について適用し、同年六月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十二年六月七日自治許第六五三号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十二年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十三年五月三十一日自治許第六二二号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十三年九月八日自治許第六六二号)

(施行期日)

この定款の変更は、昭和五十三年九月十一日から施行する。

附則 (昭和五十三年一月二八日自治許第七〇五号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、同年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の掛金について適用し、同年十一月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年一二月六日自治許第八二四号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十六年一月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十六年一月分以後の掛金の標準となる報酬について適用し、昭和五十五年十二月分以前の掛金の標準となる報酬については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年二月一九日自治許第三〇号)

(施行期日)

この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十六年一月二十五日から適用する。

附 則 (昭和五七年一月一三日自治許第一一九号)

- 1 この定款は、昭和五十八年一月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十八年一月分以後の標準報酬月額について適用し、昭和五十七年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二二日自治許第一二三号)

- 1 この定款の変更は、昭和六十一年四月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年二月二〇日自治許第九一号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(掛金に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和六十二年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年一二月二八日自治許第一〇一二号)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成二年一月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成二年一月分以後の標準報酬月額について適用し、平成元年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年一月一八日自治許第九三五号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成六年十二月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成六年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成六年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月二日自治許第三三三号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成七年四月一日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年六月二九日自治許第四四四号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成七年六月二十九日から施行する。

2 議員(議員であつた者を含む。以下同じ。)の報酬の支給機関は、この定款の変更前に支給された期末手当から控除して払い込まれなかつた特別掛金の金額があるときは、平成七年七月に報酬を支給する際、当該議員の報酬から当該金額に相当する金額を控除し、当該控除した金額を当該議員に代わつて共済会に払い込むものとする。

3 議員は、平成七年七月に報酬の全部又は一部の支給を受けないことにより、前項の規定による特別掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われなるときは、その払い込まれるべき特別掛金に相当する金額を平成七年八月末日までに共済会に払い込まなければならぬ。

附 則 (平成一二年一〇月三〇日自治許第九二〇号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成十二年十二月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成十二年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成十二年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年三月五日総行福第二二二号)

この定款の変更は、平成十三年二月十六日から施行し、同年一月六日から適用する。

附 則 (平成一五年二月二一日総行福第二二二号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成十五年四月一日から施行する。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十一条第一項の規定は、平成十五年四月一日以後に給付事由が生

じた年金である共済給付金について適用し、平成十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金である共済給付金については、なお従前の例による。ただし、平成十四年四月以後の議員であつた期間が十二年に満たない場合における平均標準報酬年額は、当該在職期間（平成十四年四月以後の期間に限る。以下同じ。）における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。

（掛金に関する経過措置）

3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成十五年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（特別掛金に関する経過措置）

4 変更後の定款第三十四条の二第二項の規定は、平成十七年四月以後の特別掛金について適用し、平成十五年四月から平成十七年三月までの間の特別掛金については、期末手当の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の二・五を乗じて得た額とする。平成十五年三月以前の特別掛金については、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年三月三日総行福第六四号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成十八年四月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成十八年四月分以後の標準報酬月額について適用し、平成十八年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年二月二八日総行福第六九号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成十九年四月一日から施行する。

（退職年金の改定に関する経過措置）

2 定款第三十一条第一項の改定前の金額は、平成十九年三月三十一日以前に議員として再就職した者については、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第四条及び第五条の例による。

（掛金に関する経過措置）

3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成二十年四月分以後の掛金について適用し、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの掛金については、毎月初日現在の議員の報酬月額に基づき、定款第二十一条第三項に規定する標準報酬月額に百分の十四・五を乗じて得た額とする。平成十九年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（特別掛金に関する経過措置）

4 変更後の定款第三十四条の二第二項の規定は、平成十九年四月分以後の特別掛金について適用し、同年三月分以前の特別掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年九月一日総行福第三五七号）
（施行期日）

この定款の変更は、平成二十年九月一日から施行する。

別表（第四条関係）

代議員	
会員の属する当該都道府県の区域の市数	
八 未満	一人
八 以上十五 未満	二人
十五 以上二十二 未満	三人
二十二 以上二十九 未満	四人
二十九 以上三十六 未満	五人
三十六 以上	六人

○町村議会議員共済会定款

（昭和三十七年十一月三十日
自治許第四百号認可）

改正	昭和四〇年	五月二十八日	昭和五五年	二月一日
	昭和四〇年	六月一日	昭和五六年	二月一日
	昭和四〇年	七月二三日	昭和五七年	二月一日
	昭和四一年	九月一日	昭和六一年	四月一日
	昭和四二年	四月一日	昭和六二年	四月一日
	昭和四三年	二月二〇日	平成二年	一月一日
	昭和四五年	四月一日	平成六年	四月一日
	昭和四六年	四月一日	平成六年	二月一日
	昭和四七年	四月一日	平成七年	四月一日
	昭和四八年	一月一日	平成七年	五月三〇日
	昭和四九年	七月一日	平成八年	四月一日
	昭和四九年	九月一日	平成九年	八月一日
	昭和五〇年	四月一日	平成一年	四月一日
	昭和五一年	七月一日	平成二年	二月一日
	昭和五二年	六月一日	平成三年	一月六日
	昭和五三年	五月一日	平成三年	五月一日
	昭和五三年	二月一日	平成五年	二月二日
	昭和五四年	九月一日	平成五年	二月二日
			平成一九年	二月二十八日

第一章 総則

（設立の根拠及び名称）

第一条 本会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）に基づいて組織し町村議会議員共済会（以下「共済会」という。）という。

（目的及び事業）

第二条 共済会は、町村議会の議員（以下「議員」という。）の退職、公務傷病又は死亡に関して退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下「共済給付金」という。）を給することを目的とし、そのための事業を行う。

（事務所の所在地）

第三条 共済会は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都千代田区一番町二五番地全国町村議国会館内に置く。

2 共済会は、従たる事務所（以下「支部」という。）を置き、その名称及び所在地は、別表第一のとおりとする。

（支部長及び支部主任）

第三条の二 支部に支部長及び支部主任を置く。

2 支部長は、代議員の職にある者をもつて充てる。

3 支部主任は、都道府県町村議会議長会事務局長の職にある者をもつて充てる。

（所掌事務）

第三条の三 会長は、本部の事務を執行する。

2 支部長は、会長の命を受け、又は規則で定めるところにより支部の事務を執行する。

3 支部主任は、支部長の命を受け、支部の事務をつかさどる。

第二章 代議員会

（代議員）

第四条 代議員会は、四十七名の代議員をもつて組織する。

2 代議員は、都道府県町村議会議長会の会長の職にある者をもつて充てる。

3 都道府県町村議会議長会の会長が、当該会長の職を離れたときは、代議員の職を失う。

（代議員会の議決事項）

第五条 法第五十五条第二項第二号に規定する定款で定める重要な変更は、左に掲げる事項の変更とする。

- 一 不動産及び重要な動産の取得又は処分に関する事項
- 二 繰越不足金の補てんに関する事項
- 三 翌事業年度以降にわたる責務の負担行為

2 会長は、代議員会が成立しないとき、又は会長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならぬ事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 会長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(議長)

第六条 代議員会に議長を置き、会長の職にある者をもつて充てる。

2 議長は、代議員会の会議を総理する。議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副会長又は法第五十六条第四項の規定により会長の職務を代理し、若しくは代行する理事がその職務を代理する。

(招集及び会期)

第七条 代議員会は、その必要があるときに、会長が招集する。

2 代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して代議員会の招集の請求があるときは、会長は、前項の規定にかかわらず、代議員会を招集しなければならない。

3 会長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き代議員員に対して開会の日から少くとも十日前に招集状を発しなければならない。

4 前項の招集状には、会議に付議すべき事件、開会の日時及び場所を記載しなければならない。

5 代議員会の会期は、議長が定める。

(定足数)

第八条 代議員会は、代議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた代議員が定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた代議員が定数の半数に達しても出席代議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した代議員が定足数に達しても、その後、定足数に達しなくなつたときは、この限りではない。

(表決)

第九条 代議員会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は議決に加わることができない。

2 定款の変更の議事は、出席代議員の三分の二以上の多数で決する。

(代理)

第十条 代議員は、病気その他やむを得ない事由により、代議員会の会議に出席することができないときは、当該都道府県の町村議会の議長である他の会員を代理人として、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは前二条及び第十二条の規定の適用については、当該代議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

2 前項に規定する代理人である会員は、その旨を証する書面を代議員会の開会前に、議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十一条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第十二条 議長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
 - 二 代議員の定数
 - 三 出席代議員の氏名並びに出席代議員のうち議決権又は選挙権を委任した代議員の氏名及び委任を受けた者の氏名
 - 四 議事の要領
 - 五 議決した事項及び賛否の数
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 会長は、会議録を共済会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 会員は、会長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。

(代議員会の傍聴)

第十三条 会員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りではない。

第三章 役員及び職員

(理事及び監事の定数)

第十四条 理事及び監事の定数は、それぞれ九人及び二人とする。

(役員を選任)

第十五条 会長は、全国町村議会議長会の会長の職にある者をもつて充てる。

2 副会長は、理事が互選する。

3 理事(次項に規定する理事を除く。)は、別表第二で定める選出区(会長の属する選出区を除く。)(以下に当該選出区に属する代議員がそれぞれ一人を互選する。

4 理事のうち一人は、全国町村議会議長会の事務総長の職にあるものをもつて充てる。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

(役員任期)

第十六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 会長が、全国町村議会議長会の会長の職を離れたとき又は前条第四項に規定する理事が、全国町村議会議長会の事務総長の職を離れたときは、会長又は理事の職を失う。

3 代議員である副会長、理事又は監事が、代議員の職を失つたときは、副会長、理事又は監事の職を失う。

4 監事は、その任期が満了しても、後任の監事が選任されるまで、その職務を行なう。

(役員報酬)

第十七条 役員(次項に規定する監事を除く。)には、報酬を支給しない。

2 学識経験を有する者のうちから選任された監事には、報酬を支給する。

3 前項の報酬の額及び支給方法は、会長が定める。

(役員の旅費)

第十八条 役員には、その職務を行なうために要する旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、会長が定める。

(事務局及び職員)

第十九条 本部に事務局をおき、事務局長その他の職員をおく。

2 事務局長その他の職員に關し必要な事項は、会長が定める。

3 支部の組織及び職員に關し、必要な事項は、会長の定めるところにより支部長が定める。

第四章 会員

(会員の資格の得喪)

第二十条 議員となつた者は、議員に就職した日から会員の資格を取得する。

2 会員は、死亡したとき、又は退職(第二十五条に規定する退職をいう。)したときは、その翌日から会員の資格を失う。

第五章 給付

(給付の決定)

第二十一条 共済給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、会長が決定する。

(給付額の算定方法)

第二十二条 年金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき平均標準報酬年額は、退職の日の属する月以前の議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額を十二で除して得た額とする。

2 在職期間十二年未満の者で公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を前項の平均標準報酬年額とみなす。

3 第一項に規定する標準報酬月額、議員の議員報酬月額（年額をもつて定められている場合には、その額を十二で除した額に相当する金額）に基づき、次の区分によつて定める。

標準報酬月額	議員報酬月額
一〇〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円未満
一一〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円以上一一五、〇〇〇円未満
一二〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上一二五、〇〇〇円未満
一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上一三五、〇〇〇円未満
一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上一四五、〇〇〇円未満
一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満
一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上二〇五、〇〇〇円未満
二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上二一五、〇〇〇円未満
二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上二二五、〇〇〇円未満
二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上二三五、〇〇〇円未満
二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上二四五、〇〇〇円未満
二五〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上二五五、〇〇〇円未満
二六〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上二六五、〇〇〇円未満
二七〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上二七五、〇〇〇円未満
二八〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上二八五、〇〇〇円未満
二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上

4 給付額に円未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

（年金である共済給付金の支給期間及び支給期月）

第二十三条 年金である共済給付金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である共済給付金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

3 年金である共済給付金は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれ前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

（年金である共済給付金を受ける権利の消滅等）

第二十四条 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利は消滅する。

2 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき、又は三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。
- 三 死亡した会員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
- 四 子又は孫（重度障害の状態、生活資料を得るみちがない者を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
- 五 重度障害の状態、生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

（退職の定義）

第二十五条 この章において「退職」とは議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

- 一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき。

- 二 議員の任期が満了したとき。
- 三 町村の議会の解散により議員の任期が終了したとき。
- 四 町村の議会の議決により除名されたとき。
- 五 当選無効の判決が確定したとき、又はその者に係る選挙無効の判決が確定したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、議員としての職を失ったとき。

(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十六条 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、会員又は会員であつた者の配偶者（届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子、父母、孫、及び祖父母で会員又は会員であつた者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は会員若しくは会員であつた者の死亡の当時から引続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限るものとし、会員又は会員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(共済給付金を受けるべき遺族の順位)

第二十七条 会員又は会員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第二十八条 前条の規定により共済給付金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときはその給付は、その人数によつて等分して行う。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第二十九条 遺族年金及び遺族一時金以外の共済給付金を受ける権利を有する会員又は会員であつた者が、死亡した場合においてその者が受けるべき給付で、その支払いを受けなかつた者があるときは、第二十六条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

2 遺族年金又は遺族一時金を受ける権利を有する会員であつた者の遺族が、死亡した場合において、当該遺族が受けることができた遺族年金又は遺族一時金で、当該遺族が支払いを受けなかつた者があるときは、第二十六条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該会員であつた者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

第三十条 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が、まだ給付の請求をしなかつたときは、支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもつて、死亡者の給付の請求をすることができる。

2 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が、生存中に決定を得た給付については、死亡者の遺族又は相続人は、自己の名をもつてその給付の支給を受けることができる。

(在職期間)

第三十一条 議員の在職期間は、その就職した日の属する月（一時金である共済給付金の基礎となる議員の在職期間については、月の初日に就職した場合を除き、その就職した日の属する月の翌月）から起算し、退職又は死亡した日の属する月をもつて終る。

2 法第五十九条の規定により議員の在職期間を合算する場合において、退職した日の属する月に再び議員となつたときは、前項の規定にかかわらず、その再び議員となつた月は、議員の在職期間に算入しない。

(退職年金の改定)

第三十二条 退職年金を受ける者が、議員として再就職して退職したときは、前後の在職期間を合算してその年金を改定する。ただし、その改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

2 退職年金を受ける者が、公務傷病年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者が現に受ける退職年金を公務傷病年金に改定する。

(公務傷病年金の改定)

第三十三条 公務傷病年金をうける者が、次の各号の一に該当するときは、前後の在職期間を合算し、又は前後の重度障害を併合した重度障害の程度によりその年金を改定する。

- 一 議員として再就職して退職したとき。
- 二 退職後三年以内に公務に基づく傷病による重度障害の程度が増進したとき。
- 三 重度障害の程度が減退したとき。

2 前項第一号の規定により改定を行なう場合において改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

3 在職期間十二年以上の者で法第六十二条第五項又は第六項の規定により、公務傷病年金を給される者が、この規定により、その公務傷病年金を給されなくなつたときは、その公務傷病年金を、その者の在職期間に應ずる退職年金に改定する。

(共済給付金受給者の書類の提出等)

第三十四条 共済会は、共済給付金の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して身分関係の異動及び重度障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに應じない者があるときは、その者に対しては、これに應ずるまでの間、共済給付金の支払いを差し止めることができる。

第六章 掛金及び特別掛金並びに負担金

(掛金)

第三十五条 議員は、議員に就職した日の属する月から死亡又は退職した日の属する月まで、毎月(議員報酬が二月以上毎に支給される場合にあつても毎月支給されるものとみなす)法第六十六条第二項の規定による掛金を共済会に納めなければならない。ただし、退職した日の属する月にさらに就職したときは、当該就職によるその月の掛金は、納めることを要しない。

2 前項の掛金は、毎月初日現在の議員報酬月額に基づき、第二十二条第三項に規定する標準報酬月額に百分の十六を乗じて得た額とする。

(特別掛金)

第三十五条の二 議員(議員であつた者を含む)は、地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額の支給を受ける際、法第六十六条第三項の規定による特別掛金を共済会に納めなければならない。

2 前項の特別掛金は、期末手当の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に百分の七・五を乗じて得た額とする。

第三十六条 町村の議会の議員の議員報酬の支給機関において議員報酬を支給する際その議員報酬額から掛金に相当する金額を控除することができないときは、当該議員は、その納付すべき掛金をその月の末日までに共済会に払い込まなければならない。

2 前項の規定により掛金を納付すべき議員が、その掛金を滞納した場合は、会長は、期限を指定して督促しなければならない。この場合においては、共済会は、規則で定めるところにより掛金の額百円につき、滞納期間一日につき四銭の割合で算定した延滞金(円位未満の端数が生じたときは、これを切捨てた金額)を徴収することができる。

(負担金)

第三十六条の二 町村は、法第六十七条第一項の規定により、町村が負担すべき負担金を、毎月、共済会に払い込まなければならない。

第七章 審査会

(審査会)

第三十七条 共済給付金の決定、掛金又は特別掛金に関する異議を審査し、及び法第六十二条第六項の規定により重度障害の程度を再審査するため、共済会に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員六人をもつて組織する。
- 3 委員は、会員を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員を代表する委員には、報酬を支給しないものとする。
- 6 公益を代表する委員に対する報酬については、第十七条第二項、第三項の規定を準用する。

7 委員に対する旅費の支給については、第十八条の規定を準用する。
第三十八条 審査会に委員長を置く。委員長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があつたとき、又は委員長が欠けたときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

第三十九条 審査会は、委員長が招集し、その議事は、委員長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 審査会は、会員を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少なくとも二人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第四十条 共済給付金の決定、掛金若しくは特別掛金に関し異議のある者又は法第六十二条第六項の規定により再審査を請求する者は、共済給付金の決定、掛金の払込み若しくは特別掛金の払込みのあつた日から起算して六十日以内又は法第六十二条第五項の規定による公務傷病年金の期間満了の三箇月前までに、規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、委員長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、又はその出頭を命ずることができる。

4 関係人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行ない、決定の日から起算して七日以内に、文書で、共済会及び審査を請求した者に対してこれを通知しなければならない。

(審査会に関する事項の規則への委任)

第四十一条 前条第三項の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第八章 財務

(事業計画及び決算)

第四十二条 会長は、毎事業年度事業計画書を作成し、年度開始前に代議員会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎事業年度、決算に監事の意見をつけて事業年度終了後二箇月以内に代議員会に提出し、その認定を受けなければならない。

第四十二条の二 支部長は、会長の定めるところにより、毎事業年度の事業計画書を作成し、毎事業年度二月末日までに、会長に提出しなければならない。

2 支部長は、会長の定めるところにより毎事業年度の決算書を作成し、翌事業年度四月末日までに、会長に提出しなければならない。

(資金の運用)

第四十三条 業務上の余裕金の運用について、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第十四条第三項の規定により、総務大臣の承認を受けようとするときは、あらかじめ代議員会の議決を経なければならない。

(債権の放棄等の制限)

第四十四条 共済会は、債権を行使するため、必要とする費用が、その債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が、明らかに共済会に有利であるとき、及びやむを得ない理由があるときは、債権の全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができる。

第九章 監査

(監査)

第四十五条 監事は、毎事業年度一回以上期日を定めて、及び必要と認めた場合は臨時に、共済会の業務を監査しなければならない。

2 監査は、共済給付金の決定その他の処分並びに共済会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について共済会の業務が、法令及び定款の規定に基づいて適正に行なわれているかどうかを検査するものとする。

(監査報告書)

第四十六条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、

これを会長及び代議員会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

第十章 雑則

(支部の業務)

第四十七条 支部長は、規則で定めるところにより、会員の異動、報酬、掛金、特別掛金及び給付等に関し、共済会の業務の執行に必要な事務を行なう。

(規則への委任)

第四十七条の二 この定款に規定するもののほか、給付の請求、決定、支給及び受給権存否の調査並びに、この定款の実施のための手続、支部に関する事項その他その執行について必要な事項は、会長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

2 法附則第十条第三項の規定により共済会の役員となつた者の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず昭和三十八年七月二十四日までとする。

附則 (昭和四〇年五月三十一日自治許第三七号)

1 この定款の変更は、昭和四十年五月二十八日から施行する。

附則 (昭和四〇年六月三〇日自治許第三八二号)

1 この定款の変更は、昭和四十年六月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年八月一〇日自治許第四一九号)

1 この定款の変更は、昭和四十年七月二十三日から施行する。

附則 (昭和四一年八月二五日自治許第三五号)

1 この定款の変更は、昭和四十一年九月一日から施行する。

附則 (昭和四二年四月一日自治許第三五号)

1 この定款の変更は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和四三年一月二〇日自治許第五一四号)

1 この定款の変更は、昭和四十三年十二月二十日から施行する。

附則 (昭和四五年二月一九日自治許第二二二号)

1 この定款の変更は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和四六年二月二五日自治許第一八号)

1 この定款の変更は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和四七年三月二九日自治許第二二九号)

1 この定款の変更は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項、別表第一及び別表第二の変更は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附則 (昭和四八年七月三〇日自治許第七四〇号)

(施行期日)

1 この定款の変更は、昭和四十八年十月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十二條第三項の規定は、昭和四十八年十月分以後の標準報酬月額について適用し、同年九月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則 (昭和四九年七月八日自治許第五五五号)

1 この定款の変更は、昭和四十九年七月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

2 変更後の定款第二十二條第三項の規定は、昭和四十九年七月分以後の標準報酬月額について適用し、同年六月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年八月三〇日自治許第五七号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

（掛金の経過措置）

2 変更後の定款第三十五条第二項の規定は、昭和四十九年九月分以後の掛金について適用し、同年八月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（掛金の額の暫定措置）

3 変更後の定款第三十五条第二項の規定は、昭和五十年三月三十一日まで適用する。

附則（昭和五〇年二月六日自治許第五三号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和五十年四月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二条第三項の規定は、昭和五十年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

3 変更後の定款第三十五条第二項の規定は、昭和五十年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和五一年六月九日自治許第五四号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十一年七月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二条第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の標準報酬月額について適用し、同年六月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則（昭和五二年六月七日自治許第六五四号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十二年六月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二条第三項の規定は、昭和五十二年六月分以後の標準報酬月額について適用し、同年五月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年五月三十一日自治許第六二三号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十三年五月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二条第三項の規定は、昭和五十三年五月分以後の標準報酬月額について適用し、同年四月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年一月二八日自治許第七〇六号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和五十三年十二月一日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

2 変更後の定款第三十五条第二項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の掛金について適用し、同年十一月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年八月一八日自治許第六五八号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和五十四年九月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二条第三項の規定は、昭和五十四年九月分以後の標準報酬月額について適用し、同年八月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年一月二〇日自治許第八一七号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和五十五年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月六日自治許第七〇一号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五七年一月四日自治許第一一一一号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和五十七年十二月一日から施行する。ただし、変更後の第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十七条第一項の規定は、昭和五十七年十月一日から適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二條第三項の規定は、昭和五十七年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、同年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

（掛金に関する経過措置）

3 変更後の定款第三十五條第二項の規定は、昭和五十七年十二月分以後の掛金について適用し、同年十一月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年三月二日自治許第一二四号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二條第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年二月二〇日自治許第九二号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

2 変更後の定款第三十五條第二項の規定は、昭和六十二年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年二月二八日自治許第一〇一三号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成二年一月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二條第三項の規定は、平成二年一月分以後の標準報酬月額について適用し、平成元年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年二月二八日自治許第二六号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年一月一六日自治許第九三二号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成六年一月一八日自治許第九三六号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成六年十二月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二條第三項の規定は、平成六年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、同年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月二日自治許第三四号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年五月二九日自治許第三五五号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成七年五月三十日から施行する。

2 議員（議員であつた者を含む。以下同じ。）の報酬の支給機関は、この定款の変更前に支給された期末手当から控除して払い込まれなかつた特別掛金の金額があるときは、当該期末手当が支給された月の翌月に報酬を支給する際、当該議員の報酬から当該金額に相当する金額を控除し、当該控除した金額を当該議員に代わつて共済会に払い込むものとする。

3 議員は、期末手当が支給された月の翌月に報酬の全部又は一部の支給を受けないことにより、前項の規定による特別掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込が行われなるときは、その払い込まれるべき特別掛金に相当する金額を期末手当が支給された月の翌々月末までに共済会に払い込まなければならぬ。

附 則（平成八年二月二八日自治許第二九号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年八月二一日自治許第七五七号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成九年八月十一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日自治許第一五二二号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成十一年四月一日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

2 変更後の定款第三十五条第二項の規定は、平成十一年四月分以後の掛金について適用し同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一〇月三〇日自治許第九二二号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成十二年十二月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二條第三項の規定は、平成十二年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、同年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年三月五日総行福第二三三号）

（施行期日）

この定款の変更は、平成十三年二月六日から施行し、同年一月六日から適用する。

附 則（平成一五年六月八日総行福第一七三三号）

（施行期日）

この定款の変更は、総務大臣の認可の日から施行し、平成十三年五月一日から適用する。

附 則（平成一五年二月二一日総行福第二三三三号）

（施行期日）

1 この定款の変更は、平成十五年四月一日から施行する。

（平均標準報酬年額の算定に関する経過措置）

2 変更後の定款第二十二條第一項の規定は、平成十五年四月一日以後に給付事由が生じた年金である共済給付金について適用し、平成十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金である共済給付金については、なお従前の例による。

ただし、平成十四年四月以後の議員であつた期間が十二年に満たない場合における平均標準報酬年額は、当該在職期間（平成十四年四月以後の期間に限る。以下同じ。）における掛金の標準となつた標準報酬月額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。

（掛金に関する経過措置）

3 変更後の定款第三十五条第二項の規定は、平成十五年四月分以後の掛金について適用し同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（特別掛金に関する経過措置）

4 変更後の定款第三十五条の二第二項の規定は、平成十七年四月以後の特別掛金について適用し、平成十五年四月から平成十七年三月までの間の特別掛金については、期末手当の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の二・五を乗じて得た額とする。平成十五年三月以前の特別掛金については、なお従前の例による。

支部名	所在地	支部名	所在地
北海道支部	札幌市	静岡県支部	静岡市
青森県支部	青森市	愛知県支部	名古屋
岩手県支部	盛岡市	三重県支部	津市
宮城県支部	仙台市	滋賀県支部	大津市
秋田県支部	秋田市	京都府支部	京都市
山形県支部	山形市	大阪府支部	大阪市
福島県支部	福島市	兵庫県支部	神戸市
茨城県支部	水戸市	奈良県支部	橿原市
栃木県支部	宇都宮市	和歌山県支部	和歌山市
群馬県支部	前橋市	鳥取県支部	鳥取市
埼玉県支部	さいたま市	島根県支部	松江市
千葉県支部	千葉市	岡山県支部	岡山市
東京都支部	東京都	広島県支部	広島市
神奈川県支部	横浜市	山口県支部	山口市
山梨県支部	甲府市	徳島県支部	徳島市
新潟県支部	新潟市	高松市	高松市
富山県支部	富山市	高松市	高松市
石川県支部	金沢市	高松市	高松市
福井県支部	福井市	高松市	高松市
長野県支部	長野市	高松市	高松市
岐阜県支部	岐阜市	高松市	高松市
熊本県支部	熊本市	高松市	高松市
大分県支部	大分市	高松市	高松市
宮崎県支部	宮崎市	高松市	高松市
沖縄県支部	沖縄市	高松市	高松市

別表第一

- 附則（平成一九年二月二十八日総行福第六八号）
（施行期日）
- この定款の変更は、平成十九年四月一日から施行する。
（退職年金の改定に関する経過措置）
 - 定款第三十二条第一項の改定前の金額は、平成十九年三月三十一日以前に議員として再就職した者については、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第四条及び第五条の例による。
（掛金に関する経過措置）
 - 変更後の定款第三十五条第二項の規定は、平成十九年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。
（特別掛金に関する経過措置）
 - 変更後の定款第三十五条の二第二項の規定は、平成十九年四月分以後の特別掛金について適用し、同年三月分以前の特別掛金については、なお従前の例による。
附則（平成二十年九月一日総行福第三五八号）
（施行期日）
- 1 この定款の変更は、平成二十年九月一日から施行する。

別表第二

九州 地区	四国 地区	中国 地区	近畿 地区	東海 地区	北信 地区	関東 地区	東北 地区	北海道地区	選出区
福岡県 大分県	徳島県	山口県	奈良県	岐阜県	長野県	千葉県	山形県	北海道	選出区
宮崎県	香川県	島根県	京都府	静岡県	富山県	東京都	福島県		の
長崎県	愛媛県	岡山県	大阪府	愛知県	石川県	群馬県	宮城県		範
鹿児島県	高知県	広島県	兵庫県	三重県	福井県	神奈川県	秋田県		囲
熊本県						山梨県			
沖縄県									